

大谷東小学校PTA慶弔規程

第1条 この規定は、小山市立大谷東小学校PTA会員及び児童に慶弔があった場合、金円及び感謝状、記念品を贈り、誠意を表すことを目的とする。

第2条 役員並びに会員に対する規程

- 1 役員・会員が、その功績により、県以上の上位団体または、教育機関より表彰を受けた場合、記念品を贈り祝意を表す。
- 2 会長が退任の場合、感謝状・記念品を贈る。
- 3 副会長・書記・会計・会計監査、顧問が退任の場合、感謝状・記念品を贈る。
- 4 役員並びに会員が、疾病または負傷のため1ヶ月以上入院の場合は、5,000円の見舞金を贈る。
- 5 死亡した場合、下記の香料を贈り弔意を表す。
 - ア 役員
本人……………10,000円と生花1基
役員の実父母及び配偶者とその実父母……5,000円と生花1基
 - イ 会員……………10,000円と生花1基
- 6 役員並びに会員に災害（火災等）のあった場合は、5,000円の見舞金を贈る。但し、被害状況によっては、その都度考慮する。

第3条 学校職員に対する規程

- 1 職員が、その功績により県以上の上位団体または教育機関より表彰を受けた場合、記念品を贈り祝意を表す。
- 2 校長が転退職の場合、感謝状・記念品を贈り、写真を掲額する。
- 3 職員が、完全退職の場合感謝状を贈り下記の餞別を贈る。転出職員の場合、勤続1年から3年は一律3,000円とし、4年目より1年増すごとに1,000円を加算し餞別を贈る。ただし、端数6ヶ月をもって1年とする。
- 4 職員が結婚した場合、5,000円と祝電を贈り祝意を表す。
- 5 職員が、疾病または負傷のため2週間以上入院の場合は、5,000円の見舞金を贈る。
- 6 死亡した場合、次の香料を贈り弔意を表す。
 - 本人……………10,000円と生花1基
 - 子……………5,000円と生花1基
 - 職員の実父母及び配偶者とその実父母……5,000円と生花1基
- 7 職員に災害（火災等）のあった場合は、5,000円の見舞金を贈る。

第4条 児童に関する規定

- 1 疾病または負傷のため、1ヶ月以上病床にある場合または、入院2週間以上になる場合は、3,000円の見舞金を贈る。
- 2 死亡した場合、5,000円の香料と生花1基を贈り弔意を表す。

第5条 本規程に準じる事項が生じた場合、役員会の協議によって決める。

第6条 第2条、第3条、第4条の返礼は受けない。

第7条 本規程を実施する経費は、PTAの予算をもってあてる。

付則

- 1, 2, 3, 4, 5, 6は省略
- 7 平成13年4月21日一部改正
- 8 平成16年4月24日一部改正
- 9 平成19年6月5日一部改正
- 10 平成20年2月26日一部改正
- 11 平成23年4月29日一部改正
- 12 平成24年4月21日一部改正
- 13 平成26年4月19日一部改正
- 14 平成29年4月22日一部改正
- 15 令和 4年3月22日一部改正